

## よくある質問と回答

Q なぜ自分に申告書の用紙が送られてきたのでしょうか？

A 前年に申告書を提出された人にお送りしています。

Q 必ず提出しないといけないのでしょうか？

A 右ページの「申告が必要な人」に該当しない場合は、提出いただく必要はありません。

Q 前年は収入がありませんでした。それでも市民税・県民税申告書の提出は必要ですか？

A 収入がない場合も、収入が0円であるという申告が必要です。

→申告書の左下、「5 所得のなかった場合の記入欄」の該当する部分を記載してください。

Q 税務署から、「あなたは確定申告書の提出は不要です」と言われました。

A 確定申告が不要であっても、市民税・県民税申告は必要な場合があります。

右ページの「申告が必要な人」に該当するか、ご確認ください。

### 所得の種類

事業所得	営業所得	営業及び事業（農業以外）から生ずる所得
農業所得		栽培や酪農等の農業から生ずる所得
不動産所得		土地の貸付、農地の小作料など、不動産から生ずる所得
利子所得		公社債や預貯金などの利子所得
配当所得		株の配当、株式投資信託等の分配金の所得
給与所得		給与（パート、アルバイト含む）、賞与、専従者給与等の所得
雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、各種共済年金等の公的年金による所得
	その他	個人年金、講演料、原稿料等の所得
総合譲渡所得		美術品、権利、貴金属等の資産を売却して得た所得
一時所得		保険契約による満期・解約一時金、賞金等による所得
分離譲渡所得		土地、建物、株式を売却して得た所得
山林所得		山林を売却して得た所得

### 公的年金を受給している方のための申告判定図

※「公的年金」には遺族年金や障害年金等の非課税所得は含まれません。

公的年金収入が400万円以下である

いいえ

はい

所得税の申告が必要な場合あり

はい

公的年金以外の所得がある

いいえ

はい

公的年金以外の所得が20万円以下である

所得税が天引きされている

所得税を計算した結果還付になる

はい

いいえ

所得税が天引きされている

所得税を計算した結果還付になる

市民税・県民税の申告が必要

所得税の還付申告が可能

所得税の申告が必要な場合あり

所得税が天引きされている

所得税の還付申告が必要

はい

いいえ

はい

いいえ

所得税を計算した結果還付になる

市民税・県民税の申告が必要

はい

いいえ

所得税の還付申告が必要

市民税・県民税とともに申告不要

## 令和8年度分 市民税・県民税 申告のご案内

前年中の所得状況等について、下記の「申告が必要な人」に該当する場合、申告書に必要事項を記入の上、申告に必要なものとともに提出してください。（※前年中とは「令和7年1月1日から令和7年12月31日まで」を指します。）

### 申告が必要な人

令和8年1月1日現在、上越市に住所がある人で、所得税の確定申告をしない人のうち、前年中の所得状況などが次のいずれかに該当する人は申告が必要です。

- ① 所得がなかった人、または非課税所得（遺族年金、障害年金など）のみ受給している人
- ② 上越市外の人から、税法上の扶養にとられている人
- ③ 事業所得・不動産所得・総合課税の対象となる配当所得・一時所得やその他雑所得等があった人
- ④ 年末調整した源泉徴収票の内容から、各種控除の追加などの変更をしたい人

※ただし、次のいずれかに該当する人は、申告の必要はありません

- ①所得税の確定申告をする人
- ②上越市内の人から、税法上の扶養にとられている人（年末調整等で扶養にとられている人）
- ③年末調整済みで、源泉徴収票の内容から変更のない人

### 申告に必要なもの

- マイナンバー・本人確認書類（※①または②のいずれか）
  - (1) マイナンバーカード
  - (2) マイナンバー記載の住民票または住民票記載事項証明書と、運転免許証等の本人確認書類
- 給与または年金の所得がある人：源泉徴収票（複数ある場合は全て）
- 事業または不動産の所得がある人：収支内訳書・所得計算に必要な帳簿書類等
- 医療費控除を受ける人：医療費控除の明細書（受診者・医療機関・支払額等を記載）
  - ：セルフメディケーション税制を受ける人：セルフメディケーション税制の明細書
- 各種保険料控除を受ける人：支払額の証明書類（生命保険・地震保険）
- 社会保険料控除を受ける人：納付額のお知らせはがき（国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金保険・介護保険）
- 障害者控除を受ける人：障害者手帳・障害者控除対象者認定書等の障害の程度を証明する書類
- 寄附金税額控除を受ける人：寄附金の受領書
- 勤労学生控除を受ける人：学生証や在学証明書
- 国外居住親族の扶養控除を受ける人：

親族関係書類（日本人：旅券の写し及び戸籍の附票の写し、外国人：出生・婚姻証明書等）

送金関係書類（送金状況を確認できるもの。扶養親族が30～69歳の場合は送金額が38万円以上である必要あり）

※親族関係・送金関係書類が外国語の場合はその翻訳文も必要 ※対象者が30～69歳で、留学生や障害者であればそれを証明するものも必要

### 提出期限

令和8年3月16日（月）

郵送または持参で、税務課個人市民税係または各区総合事務所へご提出ください。

※郵送の場合は、上記の必要書類の写しも同封してください。

※ファックス・電子メールでは受け付けておりません。

※申告相談を希望する方は、期間が定められていますので、広報上越1月号や市のHPでご確認ください。

※令和8年度からは電子申告でも受け付けております。

電子申告に関するホームページはこちら↓



↓郵送の際、封筒に貼ってお使いいただけます。

〒943-8601

新潟県上越市木田1丁目1番3号

上越市役所

税務課 個人市民税係

【申告書在中】

### お問い合わせ・提出先

上越市役所 税務課 個人市民税係

電話 025-520-5650

# 令和 8 年度分 市民税・県民税の所得金額等の計算方法について

## 「収入金額」・「所得金額」とは

「収入金額」とは、事業(農業、漁業、自営業、不動産賃貸等)の場合、いわゆる売上金額が収入金額となります。会社に勤務されている場合は、手取り額ではなく源泉徴収税額や特別徴収税額や社会保険料等が天引きされる前の金額が収入金額となります。公的年金を受給している場合は、振り込まれた金額ではなく源泉徴収税額や特別徴収税額、社会保険料等が天引きされる前の金額が収入金額となります。

「所得金額」とは、事業(農業、漁業、自営業、不動産賃貸等)の場合、上記の収入金額から必要経費を差し引いた金額になります。会社に勤務されている場合は、実際の必要経費ではなく、給与収入金額に応じて定められている給与所得控除額を給与収入金額から差し引いた額が給与所得金額になります。公的年金を受給している場合も、年金支払額に応じて定められている年金所得控除額を年金収入金額から差し引いた額が年金所得金額になります。

※この文書中にある「収入」・「所得」は全て前年中(令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)の収入金額や所得金額のことを指します。

## 給与所得・雑(公的年金等)所得の計算

### ○給与所得の速算表

収入金額 (A)	所得金額 ※1円未満の端数切捨て
~ 650,999 円	0 円
651,000 円 ~ 1,899,999 円	(A) -650,000 円
1,900,000 円 ~ 3,599,999 円	(A) ÷4 = (B) (B) ×2.8 - 80,000 円
3,600,000 円 ~ 6,599,999 円	※(B)は千円未満の端数切捨て (B) ×3.2 -440,000 円
6,600,000 円 ~ 8,499,999 円	(A) ×0.9 -1,100,000 円
8,500,000 円 ~	(A) -1,950,000 円

※給与の収入金額が850万円を超える(1)のいずれかに該当する場合は、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除できます。

### (1)適用対象者

- ・本人が特別障害者に該当する人
- ・年齢が23歳未満の扶養親族を有する人
- ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する人

### (2)所得金額調整控除額

{給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)-850万円}×10% = 控除額(小数点以下切上げ)

(注)この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限はありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方がこの控除の適用を受けることができます。この控除を適用する場合は市民税・県民税申告書裏面「14所得金額調整控除に関する事項」を記入してください。

※次の(1)に該当する場合は、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除します(上記※の所得金額調整控除の適用がある場合はその適用後の給与所得金額から控除します)。

### (1)適用対象者

- 給与所得控除後の給与所得と公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える人

### (2)所得金額調整控除額

[給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)]-10万円=控除額

### ○公的年金等に係る雑所得の速算表

#### ●65歳未満(昭和36年1月2日以後に生まれた人)

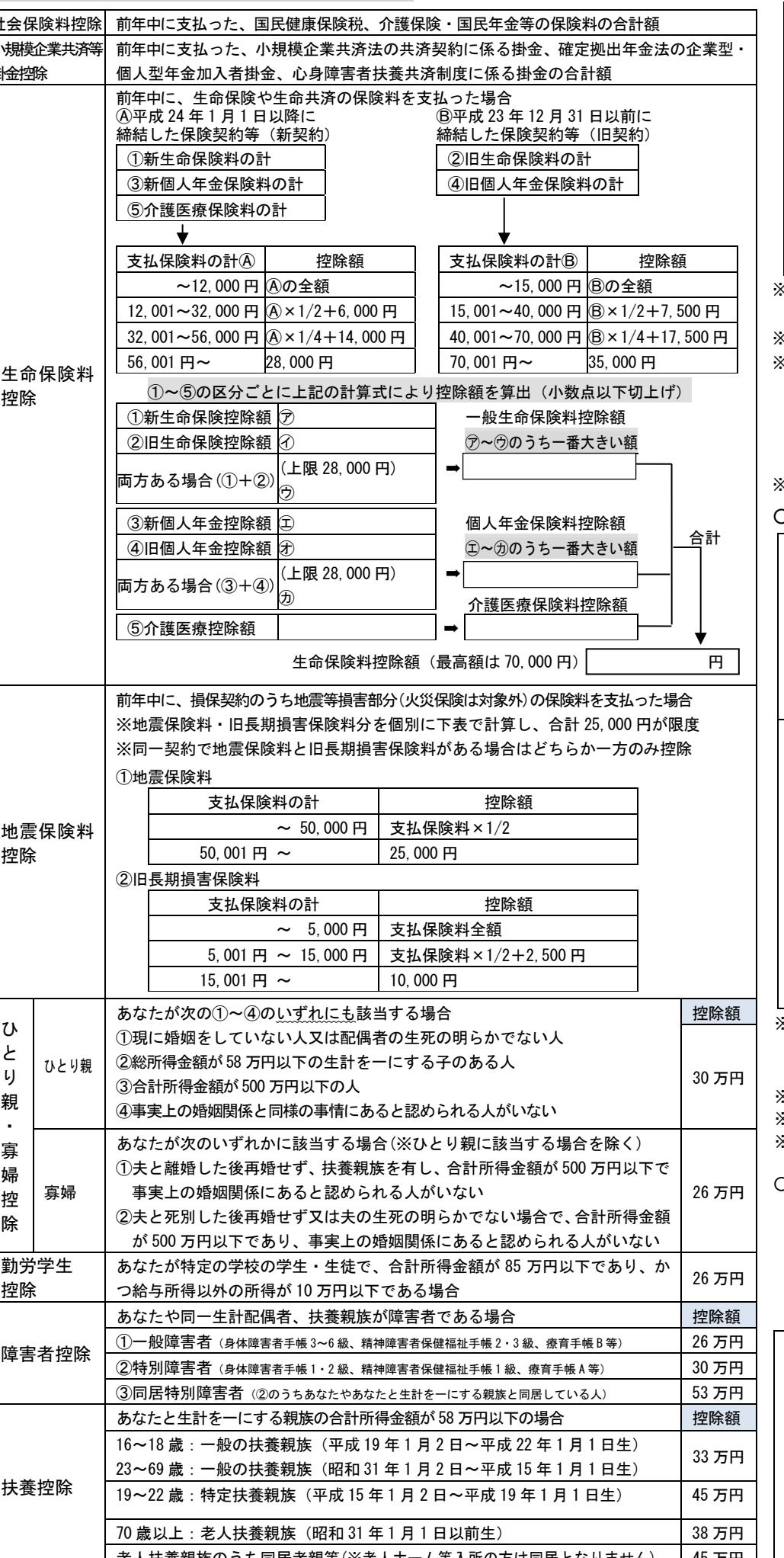
公的年金等の収入金額 の合計額(c)	雑所得の金額 ※1円未満の端数切捨て
~ 600,000	0 円
600,001 ~ 1,299,999	(c) -600,000 円
1,300,000 ~ 4,099,999	(c) ×0.75 -275,000 円
4,100,000 ~ 7,699,999	(c) ×0.85 -685,000 円
7,700,000 ~ 9,999,999	(c) ×0.95 -1,455,000 円
10,000,000 ~	(c) -1,955,000 円

※上記の「公的年金等に係る雑所得の速算表」は、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合に対応した計算表です。公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は違う計算となりますので、詳細は税務課個人市民税係へお問い合わせください。

## 税額から差し引かれる金額(税額控除)の留意事項

○ふるさと納税ワンストップ特例(寄附金税額控除に係る申告特例)を適用した場合、この申告書を提出すると無効になるため、市民税・県民税申告書裏面「13 寄附金に関する事項」の記入及び受領書の提出が必要です。

## 所得から差し引かれる金額(所得控除)の計算



16歳未満の扶養親族	あなたに平成22年1月2日以後生まれの扶養親族がいる場合は、市民税・県民税の非課税判定を行う際に必要となりますので、必ず記入してください。 ただし、所得控除の対象にはなりません。	
	19歳から22歳(平成15年1月2日～平成19年1月1日生)の子等の合計所得金額95万円までは、特定扶養控除と同額の控除を受けられ、95万超からは段階的に減する	58万円超95万円以下 45万 95万超100万円以下 41万 100万円超105万円以下 31万 105万円超110万円以下 21万 110万円超115万円以下 11万 115万円超120万円以下 6万 120万円超123万円以下 3万
特定親族 特別控除	58万円超95万円以下 45万 95万超100万円以下 41万 100万円超105万円以下 31万 105万円超110万円以下 21万 110万円超115万円以下 11万 115万円超120万円以下 6万 120万円超123万円以下 3万	58万円超95万円以下 45万 95万超100万円以下 41万 100万円超105万円以下 31万 105万円超110万円以下 21万 110万円超115万円以下 11万 115万円超120万円以下 6万 120万円超123万円以下 3万

※ひとり親・寡婦控除の対象かどうかは令和7年12月31日の現況での判断となり、生計を一にする子とは、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。

※障害者控除は令和7年12月31日(年の途中で死亡された場合は死亡日)時点の現況で判断します。

※「扶養親族」とは、令和7年12月31日(年の途中で死亡された場合は死亡日)の現況が次のいずれにも該当する人をいいます。

- ・配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)である
- ・あなたと生計を一にしている
- ・青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない
- ・白色申告者の事業専従者でない

※市民税・県民税の非課税範囲については、各人の所得や所得控除等の内容によって変わります。

### ○配偶者(特別)控除の速算表

配偶者控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下(同一生計配偶者)	あなたの合計所得金額		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
控除対象配偶者 (昭和31年1月2日以後生)	33万円	22万円	11万円	
老人控除対象配偶者 (昭和31年1月1日以前生)	38万円	26万円	13万円	
				あなたの合計所得金額
				900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1,000万円以下
配偶者特別控除	58万円超100万円以下 33万円 100万円超105万円以下 31万円 105万円超110万円以下 26万円 110万円超115万円以下 21万円 115万円超120万円以下 16万円 120万円超125万円以下 11万円 125万円超130万円以下 6万円 130万円超133万円以下 3万円	控除額	控除額	控除額

※「同一生計配偶者」とは、令和7年12月31日(年の途中で死亡された場合は死亡日)時点で、あなたと生計を一にし、合計所得金額が58万円以下の人のことをいいます。青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている人や白色申告者の事業専従者となっている人は「同一生計配偶者」に該当しません。

※「控除対象配偶者」とは、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の同一生計配偶者をいいます。

※あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、いずれの控除も適用はありません。

※夫婦がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

### ○基礎控除の速算表

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円

※合計所得金額が2,500万円を超える場合は基礎控除の適用はありません。

医療費控除 (通常)	前年中に、あなたやあなたと生計を一にする親族の医療費を支払った場合 (支払った医療費の額-補てん金の額) - ((①10万円 ②総所得金額等の5%) ※①・②のうち低い額を差引 ※控除限度額は200万円
	前年中に、あなたが市や勤務先が実施する健診(検査)、予防接種等の「一定の取組」を行い、あなたやあなたと生計を一にする親族のスイッチOTC医薬品購入費を支払った場合 (支払ったスイッチOTC医薬品の購入費-補てん金の額) - 12,000円 ※対象品目の場合はレシート等に記載 ※控除限度額は88,000円 ※通常の医療費控除と重複適用はできません。 適用希望の場合は「セルフ・イケーション税制を適用」欄に✓を入れてください。